

令和3年6月28日

事業主の皆様へ

みづほ健康保険組合

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する
医療食の被扶養者の収入確認の特例について

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年にない期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保は喫緊の課題となっています。

以上の事情を踏まえ、特例的な取扱いとして、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際の収入には含めないよう厚生労働省から通知がありました。当組合におきましても以下のとおり取扱うこととしますので、お知らせいたします。

1 特例措置対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び救命救急士）

2 特例措置の対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する給与収入

3 留意事項

(1) 対象者が現在被扶養者に認定されていて、上記2の収入を含まなければ被扶養者収入要件を超えない場合は手続き不要です。

ただし、別途「健康保険扶養者確認調書」のご提出をお願いする場合がございますので、その際にご協力を賜りますようお願いいたします。

(2) 新たに対象者の被扶養者異動届（認定）を提出しようとする際に、給与明細等の写しでは収入要件を超える場合は、別添の申立書を併せて提出してください。